

平成22年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年3月3日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告
 - ・平成22年1月分
 - 2) 平成22年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 3) 平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 4) 平成22年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
 - 5) 各常任委員会所管事務調査の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明
陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 1号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書
- 第 6 陳情第 2号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情
- 第 7 陳情第 3号 鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）
議案上程（説明）
- 第 8 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 第 9 議案第 3号 町道の認定について
- 第10 議案第 4号 町道の廃止について
- 第11 議案第 5号 美郷町国土利用計画を定めることについて
- 第12 議案第 6号 美郷町公共施設再編計画に伴い公共施設の名称等を変更するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第13 議案第 7号 美郷町課設置条例の一部改正について

- 第14 議案第 8号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部制定について
- 第15 議案第 9号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について
- 第16 議案第10号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第17 議案第11号 美郷町立学校設置条例の一部改正について
- 第18 議案第12号 美郷町武道館使用料徴収条例の一部改正について
- 第19 議案第13号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第14号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第15号 美郷町ふれあいセンター使用料徴収条例の一部改正について
- 第22 議案第16号 美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例の一部改正について
- 第23 議案第17号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第24 議案第18号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第19号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正について
- 第26 議案第20号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第27 議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第28 議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第29 議案第23号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第11号
- 第30 議案第24号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第31 議案第25号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第32 議案第26号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第33 議案第27号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号
- 第34 議案第28号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	高橋潔君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	照井智則君	商工観光交流課長	小林宏和君
建設課長	鈴木隆君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局 会長	小野寺光廣君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	泉谷隆雄君	幼児教育課長	草薙正子君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤克太郎	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、澁谷俊二君、13番、深澤 均君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） ご報告いたします。

2月24日招集告示された平成22年第2回美郷町議会定例会にあたり、2月24日に議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日3月3日から3月16日までの14日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日3日は、議長の諸般の報告、町長の招集あい

さつ並びに施政方針説明があり、陳情の審査を常任委員会に付託する予定です。その後、報告第1号 専決処分事項の報告についてから、議案第28号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

3月4日木曜日は、午前10時から本会議を再開し、議案第29号 平成22年度美郷町一般会計予算から議案第35号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

3月5日金曜日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。今回の質問者は2名です。

6日、7日は休会とします。

3月8日月曜日は、午前10時から本会議を再開し、3日に説明のありました議案3号 町道の認定についてから議案第28号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

3月9日火曜日は、午前10時から本会議を再開し、4日に説明のありました議案第29号 平成22年度美郷町一般会計予算から議案第35号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの全体質疑を行い、平成22年度予算審査を各常任委員会に付託する予定です。

3月10日水曜日は、本会議を休会し、総務常任委員会を開催し、付託されました平成22年度予算審査及び陳情の審査を行う予定です。

3月11日木曜日は、休会とします。

3月12日金曜日は、本会議を休会し、教育民生常任委員会を開催し、付託されました平成22年度予算審査を行う予定です。

13日、14日は休会とします。

3月15日月曜日は、本会議を休会し、産業建設常任委員会を開催し、付託されました平成22年度予算審査を行う予定です。

3月16日火曜日は、午前10時より本会議を再開し、付託されました平成22年度予算審査の委員長報告、議案第29号 平成22年度美郷町一般会計予算から、議案第35号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの質疑、討論、表決を行う予定です。

その後、陳情の審査結果についての委員長報告を行い、終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長(高橋 猛君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成22年1月分の報告がありました。

2として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成22年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成22年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、各常任委員会から、それぞれの所管する事務調査の報告がありました。

それぞれ、その写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長(高橋 猛君) 日程第4、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明を行います。

本定例会にあたって、町長より招集あいさつ並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) おはようございます。

平成22年第2回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、今年度の町政運営の主な取り組みの一つである「公共施設再編と学校再編」について

ですが、公共施設再編については、本年1月に役場機能の集約等を行い、他施設についても計画に基づき再編を進めているところですが、このほど再編に伴う施設名称の方針を決定し、名称を変更すべく、今定例会に関係条例の一部改正議案をご提案いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、学校再編も含め、空き施設となる施設の利活用については、「美郷町公共施設及び学校再編による空き施設等活用庁内検討委員会」を1月22日に設置し検討を開始しております。

また、南行政センターに入所予定の秋田県総合保健事業団より、県南検診センター事務所棟及び車庫の譲渡と、南行政センターのスクールバス車庫の使用申し入れがあり、町では無償を条件に譲渡を受けるとともに、車庫についても使用許可する方針を伝えております。

なお、検診車の車庫使用に伴い、現車庫の改修が必要となることから、本定例会の補正予算にその改修費用を計上いたしました。

次に、学校再編については、本年4月に開校する「六郷小学校」の校歌、校章について、1月に公募を行い、選考委員会を経たのち、2月2日の教育委員会で決定し、六郷地区統合小学校開校準備委員会に報告しております。

なお、校歌については、委託していた曲もほぼ完成し、校旗等も発注済みとなっております。

また、六郷小学校の閉校式が2月27日、六郷東根小学校の閉校式が翌28日にそれぞれ行われました。六郷小学校閉校式は、児童が進行役となり、「ありがとう そして新しい未来へ」をテーマとしたよびかけは、新しい学校をつくっていこうという子どもたちの思いが伝わるものでした。また、六郷東根小学校の閉校式では、在校生による元気いっぱいの太鼓の演奏が披露されました。

長い歴史を持つ両校ですが、歴史ある伝統を受け継ぎながら、子どもたちが確かな学力を身につけ、それぞれの個性や想像力をみがきながら成長できるよう、町として今後とも学校環境の整備に努めてまいります。

なお、新たな「六郷小学校」の開校式は、4月5日に行われる予定です。

次に、新型インフルエンザへの対応についてですが、ワクチン接種については、国においてワクチンの供給量が確保されたことから、県では2月から希望者全員が接種を受けられるようになっております。

また、休日や夜間に新型インフルエンザの症状が出た方を診療するため、昨年11月に仙北組合総合病院内に開設された「大仙市発熱外来センター」については、患者数が減少傾向にあることから、1月に診療が一時休止されております。

なお、本センターの運営に要した経費については、大仙市との協定に基づく応分の負担を、今定例会の補正予算に計上いたしました。

次に、仙北組合総合病院の改築問題についてですが、県が国に提出しておりました大仙・仙北医療圏の再生計画について、国より交付金の内示が12月18日付けであったことが、大仙市を通じ連絡がありました。

内示額は25億円で、計画の期間を平成22年1月8日から平成25年度末とし、「中核病院医療機能高度化事業」として、仙北組合総合病院改築事業に13億円を充当する計画となっております。

また、先日大仙市より、国の市街地再開発事業により、現病院と旧ジョイフルシティ（JC）大曲周辺を再開発し、移転新築する構想であるとの報告を受けております。今後、規模や経費の負担割合等について、県及び県厚生連、地元自治体で協議することになるものと考えております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、協働参画のまちづくり事業については、「みさぼーとまつり」を2月24日に開催し、ボランティア関係の研修と合わせ、登録者や登録団体の活動状況のパネル展など、住民活動の拠点センターとしての「みさぼーと」の活動と、協働参画のまちづくりの普及推進に努めております。今後もセンター機能の充実を図り、住民団体等の活性化を図ってまいります。

乗合タクシーの運行状況については、前年度の4月から2月末の運行便数376便、利用者数470人に比較し、平成21年度は1,710便、2,073人と約4.4倍の伸びとなっております。今後も利用啓発を図るとともに、利便性の向上について、町公共交通活性化再生協議会で検討してまいります。

次に、企画財政課関係ですが、大仙市主催による定住自立圏構想の研修会が2月1日に開催され、本町出身で学習院大学教授の佐々木 毅氏のご講演があり、町並びに町議会より14人が参加しております。

ふるさと美郷応援寄附金については、今年度17件、122万5,000円の寄附を受けており、「ふるさと美郷子ども育成基金」への積み立てを今定例会の補正予算に計上いたしました。

次に、住民生活課関係ですが、町の戸籍システムについては、庁舎統合を契機に更新し、機能強化を図っております。

昨年10月から行っている県の権限移譲によるパスポートの発給事務については、これまで74人の方が受領され、ワンストップ・サービスによる町民の利便性の向上が図られております。

家庭ごみの減量化については、昨年4月から12月までの9カ月間のごみの排出量は、前年同時

期との比較で、「燃やせるごみ」は4.0%、130トン、「燃やせないごみ」は9.7%、20トンそれぞれ減少しており、町民の減量化意識が定着してきております。

まちづくり交付金事業については、防災行政無線の屋外子局を54基設置し、現在試験放送を行っております。また、防災資機材運搬車4台を年次計画に基づき配置するとともに、防犯灯の設置工事は46基がすべて設置され点灯しております。なお、5カ年の全体事業における進捗率は50.7%となっております。

自主防災組織については、116行政区中74行政区で組織され、組織率は63.8%となっております。

消防関係については、本町消防団に2月26日、日本消防協会から消防指令車の交付がありました。これにより、火災など災害発生時の迅速な対応と被災地の現場拠点として、消防団の機動力強化が一段と図られることとなります。

また、大曲仙北広域市町村圏組合大曲消防署東分署に1月23日、新型の消防ポンプ自動車が、2月24日には同南分署に救急車が更新配置され、最新装備の機器導入により、消防力の充実強化が図られております。

次に、福祉保健課関係ですが、「平成22年度子ども手当」については、中学校修了前までの子ども1人につき月額1万3,000円を支給するもので、4月からの施行に向け、現在通常国会において審議中ですが、準備経費としてシステム改修費の内示があり、今定例会の補正予算に関連経費を計上いたしました。

次に、「後三年鴻声の里」の移転改築事業については、大曲仙北広域市町村圏組合の助成を受け、今年度から運営主体である社会福祉法人「水交会」により事業が実施されておりますが、より補助率の高い国の補助事業への変更に伴い、当初予定していた平成21年度の単年度事業から21年度、22年度の2カ年事業に変更となっております。町としては、引き続き関係市とともに、財政的な支援を行ってまいります。

次に、農政課関係ですが、平成22年度の米の生産調整対策については、1月18日付で県より町に対して、米の需要量2万2,963トンの情報提供があり、昨年より579トン少なくなっております。町では、1月29日と2月25日に美郷町水田農業推進協議会を開催し、配分の一般ルールと県独自の支援策として創設された「地域水田農業支援緊急対策事業」等の交付金の用途を決定しております。配分の一般ルールについては、基準反収を583キログラムとし、生産数量配分率66.30%、転作率33.70%で全町一律配分とし、2月19日までに飯米農家を含むすべての農家に生産目標数量を通知しております。

国による農業政策の大転換に伴い、22年度から国の助成水準の大幅低下に対応するため、町独自の緊急支援策を22年度当初予算に計上しており、3月中旬には地区説明会を開催し、担い手農家や担い手組織の営農を支援してまいります。

集落営農組織や農業法人など、担い手への支援活動については、昨年12月9日に六郷地区、11日に千畑地区、16日仙南地区で税理士による経理研修会をそれぞれ開催するとともに、2月2日、3日、9日の3日間簿記講習会とあわせて農業所得の申告に関する研修会を開催しております。また、担い手アクションサポートチームによる窓口相談はもとより、組織への訪問指導を積極的に実施し、支援活動の充実に努めております。

うりこめ美郷応援事業については、22年産の美郷米作付説明会が1月21日JA仙南支店で開催され、70ヘクタールの作付契約を目標に実施されております。

なお、21年産美郷米の販売状況については、新たに関東・関西で販売実績を持つ関西の大手米卸業者2社から取り扱いの要請があり、2月12日に新たな米卸業者と都内の米穀販売店を訪問し、2月から関東・関西で販売をお願いしております。今後、大田区とあわせて首都圏や関西での美郷米のPRと販促活動を通じて、生産農家との交流を推進してまいります。

町堆肥センター西側に建設中の大型パイプハウス1棟が、工事完成後の町へ引渡前に倒壊しました。原因は、2月6日夕刻から7日にかけての降雪及び強風と推定され、現在復旧に向けて工事が進められており、年度内には完成の予定となっております。

町内38地区で取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業については、事業完了後の活動方針を示す「体制整備構想」の策定が全組織に求められており、1月28日に町独自の説明会を開催するとともに、2月16日、17日の両日、構想のヒアリングと経理事務指導を実施して、事業の円滑な推進に努めております。なお、共同活動交付金は、12月4日に支払い事務をすべて終了しております。

次に、商工観光交流課関係ですが、中小企業関連については、一昨年来からの原油高、金融危機等による経済不況に対し、中小企業の経営安定に資するため、融資制度内容を緊急的に拡充したところです。その融資状況については、昨年4月から12月末までの9カ月間に62件、4億187万円の貸付実行額で、前年度同期と比較し、件数では17%の増、貸付実行額では約26%の増となり、資金繰りの需要が顕著となっております。今後も中小企業の資金需要を的確にとらえ対処してまいります。

また、おおた工業フェアが2月18日から3日間、東京都大田区で開催され、町内企業2社が出

展し、製造技術のアピールや商談を行ったところ、具体的な見積依頼等がありました。今後とも町内企業の新規受発注や販路拡大の支援に努めてまいります。

労働関連については、ハローワークや県、市町で組織する仙北地域雇用促進連絡会議が1月26日、厳しい雇用情勢を受け、管内の就職者を少しでもふやそうと合同面接会を開催いたしました。会場の大仙市大曲交流センターには、参加企業32社、約200人の求職希望者が訪れ、各社の説明を熱心に聞き入っていました。雇用情勢改善の兆しが見えない中、雇用関連団体が連携を強化し、各企業等への働きかけを強化するなど、引き続きさまざまな取り組みについて雇用確保に努めてまいります。

交流事業関連については、茨城県かすみがうら市の志筑小学校の4年生21人及び引率者9人が2月4日から3日間本町を訪れ、千畑南小学校並びに千屋小学校児童と交流いたしました。

また、美郷町中部・関西ふるさと会の総会及び懇親会が2月7日、会員27人が参加して愛知県名古屋市で開催されております。

企業誘致関連については、県並びに県内市町村等27団体で構成する秋田県企業誘致推進協議会が2月5日、県内への企業立地を促進するため、「あきたリッチセミナー in OSAKA」を大阪市で開催し、関西圏の企業等61団体の参加がありました。セミナーでは、県並びに県内各市町村長のプレゼンテーションが行われ、本町では町所有の空き工場について説明したところ、参加企業からの問い合わせもあったところです。町の雇用情勢改善を踏まえ、企業誘致を強力に推進してまいります。

建築課関係ですが、昨年12月以降の工事発注状況については、道路拡幅改良舗装工事として十二号線ほか3路線、歩道設置工事として坪立線ほか1路線、4,577万円が発注済みとなっております。

また、業務委託関係では、六郷東部地区簡易水道事業実施設計業務、東西方寺線CBR試験業務など5件、729万8,000円が発注済みとなっております。

次に、学務課関係ですが、小学校3、4年生用の社会科副読本の改訂の編集作業も終わり、来年度から改訂版を使用してまいります。

この教材は、本町の歴史や文化、風土について、小学生にもわかりやすく記述したもので、今回は特に「水環境」についての内容を充実したところです。子どもたちには、この教材により町についての理解を深めるとともに、ふるさとを愛する心を育ててもらいたいと考えております。

次に、社会教育課関係ですが、1月4日から11日までのオーストラリアへの中学生海外研修は

8人の参加があり、ホームステイやファームでの交流など、現地の生活や文化に直接触れる体験をしております。

国指定の重要無形民俗文化財である六郷のカマクラは2月11日から15日まで行われ、最終日恒例の天筆焼きと竹うちは多くの観客の歓声が会場に響きわたる中、無事に終了しております。

設立に向け支援してまいりました美郷町総合型スポーツクラブが3月2日に結成されました。町民のだれもが気軽にスポーツに親しむことができる新しいスタイルのスポーツクラブとして、その活動に大きな期待を寄せているところであります。

次に、幼児教育課関係ですが、業務の円滑な推進のため、幼児教育課幼児総務班を4月1日から第二庁舎の会議室に配置いたします。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号 専決処分事項の報告についてですが、落雪による車両破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

議案第3号 町道の認定について、議案第4号 町道の廃止についてですが、町道の改良に伴い、お諮りするものです。

議案第5号 美郷町国土利用計画を定めることについてですが、国土利用に関する行政上の指針となる同計画についてお諮りするものです。

議案第6号 美郷町公共施設再編に伴い公共施設の名称等を変更するための関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、公共施設再編計画に伴う公共施設の名称変更について、お諮りするものです。

議案第7号 美郷町課設置条例の一部改正についてですが、公共施設再編計画による公共施設の名称変更に伴い内容を整理するため、お諮りするものです。

議案第8号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてですが、労働基準法の改正に伴う時間外勤務代休時間の創設により規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第9号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてですが、基金の額を減額することについて、お諮りするものです。

議案第10号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、国民健康保険における被扶養者に係る国民健康保険税の減額措置について、後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和を継続するため、お諮りするものです。

議案第11号 美郷町立学校設置条例の一部改正についてですが、六郷地区小学校の統合に伴い、お諮りするものです。

議案第12号 美郷町武道館使用料徴収条例の一部改正についてですが、使用料徴収事務の簡素化を図るため、お諮りするものです。

議案第13号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、いきいき館の管理方法の変更に伴い、お諮りするものです。

議案第14号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてですが、家庭系粗大ごみの有料化制度導入及び燃やせるごみの指定ごみ袋特大の追加について、お諮りするものです。

議案第15号 美郷町ふれあいセンター使用料徴収条例の一部改正についてですが、使用料徴収事務の簡素化を図るため、お諮りするものです。

議案第16号 美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例の一部改正についてですが、施設利用料徴収規定の改正について、お諮りするものです。

議案第17号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第18号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、施設利用料金の納入規定の改正について、お諮りするものです。

議案第19号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてですが、六郷字米町地内の整備に伴い、お諮りするものです。

議案第20号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について、議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について、議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰り入れについて、美郷町簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第23号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第11号についてですが、国の第二次補正予算に係る地域活性・きめ細やかな臨時交付金事業に要する経費の追加、子ども手当制度創設に伴うシステムの導入に要する経費の追加、担い手育成基盤整備事業費負担金の増額、企業誘致奨励金の増額、除排雪に要する経費の増額、全国大会に出場する六郷アスパルズに対する補助金の追加、財政調整基金積立金の増額などに伴う歳入歳出予算の増額に加え、事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の増減について、お諮りするものです。

議案第24号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号、議案第25号 平成21年

度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号、議案第26号 平成21年度美郷町下水事業特別会計補正予算第4号、議案第27号 平成21年度農業集落排水事業特別会計補正予算第6号及び議案第28号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の増減について、お諮りするものです。

なお、議案第29号から議案第35号までの平成22年度「一般会計予算」及び「各特別会計予算」については、平成22年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集あいさつといたします。

引き続き、平成22年度「一般会計予算案」及び「各特別会計予算案」を提案し、ご審議をお願いするにあたり、施策の基本的な方針や主な取り組みをご説明申し上げ、町民各位並びに議員各位のご理解、ご協力をいただきたいと思います。

総合計画前期基本計画の最終年度である平成21年度は、前期の施策目標達成に向けた各般にわたる取り組みと合わせて、今後5年間の事業展開の基礎となる後期基本計画の策定に力を注いだ年であり、美郷のまちづくりにとっては一つの大きな節目を迎えた年となりました。

策定された後期基本計画は、社会経済情勢の変化、特に一昨年の世界同時不況の影響による景気の低迷、雇用情勢の悪化や昨年9月の政権交代による国の政策転換などを踏まえ、前期基本計画の施策ひとつひとつについて検証を行い、施策体系を再構築したものとなっています。

また、高度化・複雑化する行政課題の解決にあたっては、単に一つの部署のみの対応では困難となっており、関係各課の連携による横断的な取り組みが必要であるとの認識から、平成21年度、初めての試みとして、「水環境保全」と「交流促進」に関連した複数の事業のプロジェクト化を行いました。さらに、私の考えるまちづくりテーマとして、「農商工連携」や「子ども育成」、「安全・安心」の3項目を加えた重点5項目について、「まちづくり戦略プロジェクト」として後期基本計画に位置づけております。

一方、こうした取り組みを支える町の財政状況についてですが、平成20年度決算における財政指標では、財政の弾力性を示す経常収支比率が前年度91.4%から89.2%に、そして実質的な公債費の負担の程度を見る指標である実質公債費比率が19.4%から18.3%にと、改善はされてきているものの、依然として高い値となっております。

また、景気後退に伴う大幅な税収減が見込まれる一方、歳出については、少子高齢化の進行などに伴う扶助費の増加に加え、公共施設と学校施設の再編計画を確実に実施するための新たな財源が必要となっているところです。

今後も財政状況及び財政需要を見通しながら、財政の健全化と町民の皆様が望むまちづくりをあわせて推進していくよう、後期基本計画を中心に据えた各般の事業展開に全力を傾注してまいります。

続いて、平成22年度予算編成方針と予算の概要について申し上げます。

歳入については、自主財源である町税を初めとする一般財源については、公平かつ適正な課税と収納の確保に努めるとともに、不測の財政需要や制度改正などにも対応できるよう、地方交付税の一定の留保に配慮しております。

町債については、実質公債費比率の改善に向けた公債費負担適正化計画を踏まえ、後年度負担の軽減に配慮するとともに、対象事業の選択にあたっては、起債充当率、交付税算入の有無を考慮し、安易に財源を町債に求めないこととしております。

繰入金については、財政調整基金の取り崩しをしておりますが、後年度の事業計画や財政健全化のための繰上償還を見据え、必要最小限としております。

歳出については、経常経費の徹底した削減、具体的には、平成20年度決算をベースとし、さらに地球温暖化対策の観点から、燃料費や光熱水費に一定の削減目標を設定するなど、経常収支比率のさらなる改善に努めております。

政策経費については、まちづくり戦略プロジェクト関連、公共施設再編、学校再編に係る取り組みなど、重点項目を設定し積極的・重点的に財源を振り向けるよう配慮するとともに、町単独の普通建設事業などについては、国の第二次補正予算により創設された「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」を活用し、3月補正予算案に前倒しして計上しており、この補正予算と平成22年度予算を一体として執行することにより、地域経済を可能な限り刺激し、将来の成長につなげる予算としております。

その結果、平成22年度一般会計予算は、109億960万6,000円で、平成21年度に比較し4.5%の増となりました。これに、平成21年度3月補正予算へ前倒しした2億3,915万5,000円を加えると111億4,876万1,000円となります。

特別会計については、国、県の制度改正による情報を的確に踏まえつつ、受益者負担の原則にのっとり適切に計上しております。

各特別会計の予算は、国民健康保険特別会計が26億8,226万5,000円で9.5%の増、老人保健特別会計は36万円で71.4%の減、簡易水道事業特別会計は3億7,805万4,000円で35.4%の減、下水道事業特別会計は1億7,308万7,000円で15.3%の減、農業集落排水事業特別会計は2億1,041万9,000円で19.3%の減、後期高齢者医療特別会計は1億9,076万2,000円で1.3%の減となりました。

次に、平成22年度の「まちづくり戦略プロジェクト」に関する主な取り組みをご説明いたします。

一つ目は、農業、商業、工業の業種間連携を図り、地販地消を推進することで、地元購買率の向上や雇用の確保、生産拡大など、新たな事業展開と美郷の元気を生み出すための『農商工連携（地販地消）プロジェクト』です。

町内で生産された各種産品が町内で加工され、そして町内外での販売が促進されるよう、異業種間のネットワークを強化するほか、美郷産の農畜産物を活用した加工品・特産品の新たな開発などに補助制度を創設し、美郷を代表する農産加工品を選出するチャンピオン大会を開催するなど、美郷ブランドとして位置づけられる売れる商品作りを推進するとともに、町内経済団体で構成する美郷町交流市実行委員会の活動を強化しながら、既存特産品等と合わせて町内外への売り込みを推進してまいります。

また、商業団体と企業関連団体が連携し、取引等機会の向上のための取り組みや情報交換に関する活動への支援を強化し、地域資源を活用する事業主や雇用を創出するとともに、空き工場等での事業を展開する企業への支援を実施し、地域経済の活性化に資してまいります。

さらに、日常的な地域内消費が促進されるよう、消費者ニーズの把握と地販地消の意義を啓蒙するアンケート調査を継続するとともに、町内の工場で製造された服飾や靴等製品、農畜物や加工品について小売店舗内での展示や販売を行い、安全安心な美郷産品を町内外へPRする「美郷まるごと地販地消事業」を実施してまいります。

二つ目は、将来に夢を持ち、それに向かって生き生きと成長できる感性豊かな美郷の子どもたちをはぐくむための『子ども育成プロジェクト』です。

社会において自立して生きるために必要とされる力、すなわち「生きる力」をはぐくむため、児童生徒の個性に合わせた教育の充実を図るとともに、指導方法の工夫改善や授業実践について、成果の発表や公開研究会を通じ広くその普及を図るほか、乳幼児教育と小学校教育の接続期のあり方を共有するため、これまで実施していた幼稚園・保育園と小学校の教職員の交流研修をさらに充実させ、確かな学力を身につけた子どもを育成してまいります。

また、実験体験型の楽しく学べるサイエンスショーを継続するほか、ほんもの講座として演劇鑑賞や美郷町出身の高橋清見氏や勝平得之氏の絵画展を開催し、創造力と感性豊かな子どもを育成してまいります。

さらに、文部科学省の学校保健調査の結果によりますと、全国に比べて秋田県が、さらに県内の中でも美郷町の子どもが肥満傾向児の出現率が高いことから、アンケートなどを通じた食習慣の実態把握や親子料理教室の開催など、基本的な生活習慣の確立や生活習慣改善の啓蒙を図ってまいります。

三つ目は、美郷の水環境を大切にすることを意識するとともに、町民共有の貴重な財産として保全し、次代に引き継ぐための『水環境保全プロジェクト』です。

清水を地域で守る意識の構築を図るため、町全体の清水台帳整備やPRマップを作成するほか、水辺清掃ボランティア活動の実施や植樹活動、不法投棄防止対策の推進などにより、快適な生活と潤いある景観を維持向上させてまいります。

また、水環境保全に取り組む町民の自主的活動を助長するため、引き続き水環境マイスターを育成するほか、土地改良区連絡協議会が実施する親子水資源環境保全学習会への支援や水環境学習に取り組むモデル校の指定、茨城県つくば市との水環境学習交流を継続するなど、水に関する学習機会の提供や活動を支援してまいります。

さらに、町民が日常的に水と親しみ豊かな心をはぐくむことができるよう、せせらぎ公園や清水のある公園の適正管理に努めるほか、水環境シンポジウムや水辺を歩こう事業などのイベントを開催し、多くの町民が一同に会し身近に水に親しめる場を企画・提供してまいります。

四つ目は、豊穡な大地からの恵みや風光明媚な自然など、誇れる美郷の資源を全国に発信し、人とのふれあいを通じて活気ある美郷にするための『交流促進プロジェクト』です。

友好都市である東京都大田区や茨城県つくば市などとの交流を基本に、おおた工業フェアへの町内企業の積極的参加を支援するほか、友好交流ジャズコンサートや、千屋小と御田小との児童相互訪問交流などの支援を継続し、交流を深めてまいります。

また、うりこめ美郷応援事業として、町の特産品カタログを新たに作成するほか、安全・安心な美郷米や炭酸飲料などの特産品、美郷ブランドとして位置づけられた農産加工品について各種イベントでPRしてまいります。さらに、昨年設立しました「美郷町都市農村交流推進協議会」を中心とした都市住民との交流や農作業体験学習の受け入れの推進など、都市と農村の交流により、農家所得の向上と交流人口の拡大を図ってまいります。

五つ目は、生活基盤の安全・安心を確保し、町民一人ひとりが豊かで潤いある生活を送るための『安全・安心プロジェクト』です。

緊急時や災害時、冬季間に救急車などの緊急自動車の通行が困難な道路の整備や、安全な歩行空間を確保するための歩道・安全施設の整備に取り組むほか、行政センターや南ふれあい館の耐震補強工事などを実施し、社会資本の安全・安心に努めてまいります。

また、高齢者世帯などの要援護者が災害や急病等で倒れた場合、持病や主治医、緊急連絡先などの情報を一つにまとめて保管するための緊急情報キッドの設置を推進するほか、災害時の生活用品や食糧品の計画的な備蓄などを継続し、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

さらに、妊婦やその家族の方が安心して健やかに出産を迎えられるよう、妊婦健康診査14回分に係る経費の助成や、乳幼児の発達異常等の早期発見・早期治療のため、4カ月児、7カ月児、10カ月児への小児科専門医による乳幼児健診の実施、家族の育児不安を解消するための新生児・乳幼児訪問及び相談事業を継続してまいります。

さらに、乳幼児の保育環境の向上のため、各認定こども園への専任看護師の配置による衛生管理や園児の健康管理の強化や、老朽化したわくわく園の整備について調査事業に取り組むなど、子育ての安全・安心に努めてまいります。

次に、まちづくり戦略プロジェクト以外の取り組みについて、総合計画の区分に沿ってご説明いたします。

初めに、「第1章 快適なまちをめざして」についてご説明いたします。

道路交通体系の整備充実ですが、地域交流をより円滑に促進させるため、幹線道路2路線、幹線道路へのアクセス道路2路線の整備や既存道路の適切な維持に向けて舗装補修工事を実施いたします。

また、橋梁の安全性を図る長寿命化修繕計画策定のため、長さ15メートル未満、64カ所の橋梁調査を実施いたします。

道路除排雪関連では、除雪機械2台を更新し新規に1台を購入するほか、直営・委託併用方式に統一した除雪体制を適切に運用し、除雪サービスの均一化を図ってまいります。

さらに、地域間交流の促進と公共交通空白域解消のための予約制乗合タクシーの運行を継続してまいります。

上下水道の整備充実ですが、継続事業の六郷東部地区簡易水道事業については、配水管布設工事2,541メートルと、消火栓9基の整備を実施するとともに、簡易水道未普及地域については再度

アンケート調査を実施し、計画の方向性を検討してまいります。

また、簡易水道や公共下水道、農業集落排水への加入率向上に取り組むほか、料金制度のあり方等について検討委員会を設置し、議論を深めてまいります。

快適な住環境の整備ですが、個人住宅の耐震診断と耐震補強工事費用の一部を助成する制度を創設するほか、町営住宅については、小安門住宅10戸の浴室防水工事の実施により長寿命化を図るなど、安全性を確保し適正な維持管理を図ってまいります。

また、町内の空き家・空き地情報の提供や定住促進奨励金の交付などを継続し、定住希望者を支援してまいります。

次に、「第2章 自然にやさしいまちをめざして」についてご説明いたします。

環境保全の推進ですが、温室効果ガスの排出を抑制し、環境負荷の軽減を図るため、六郷中央地区及び本堂、土崎地区の街路灯・防犯灯280基の灯具を省エネタイプに交換するほか、エコ住宅化への改修支援として、太陽光発電システムの設置費用の一部を助成する制度を創設いたします。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、ごみ処理袋の有料化によりごみの減量化については一定の効果があらわれておりますが、有料化の対象外である粗大ごみについては、負担の公平化とごみ減量意識の向上を図るため、有料化に向けた取り組みを進めるほか、ごみの再資源化率向上を図るため、ごみ収集方式の統一化について、平成23年度実施を目途に検討してまいります。

また、仙南地区の一般廃棄物最終処分場については、処分場内のモニタリング調査として、保有水・ガス採取を行い、閉鎖に向け県との協議を継続してまいります。

土地の計画的利用と保全ですが、今定例会に議案として提出しております美郷町国土利用計画の基本方針である「地域の特色を生かした土地利用」、「広域的な視点に基づく土地利用」、「自然との調和を重視した土地利用」の3つの基本方針に基づいた土地利用を推進してまいります。

次に、「第3章 健やかなまちをめざして」についてご説明いたします。

健康生活の推進ですが、特定健診・特定保健指導の受診率、実施率の向上に努めるとともに、社会教育活動と連携した体力・健康づくりを推進するなど、乳幼児から高齢者に至る町民の健康づくりや生活習慣病の予防の推進を図ってまいります。

また、健康や家計・生活、家族や勤務先の関係などの要因が複雑に絡み合う自殺問題に対応するためには、地域における相談体制の整備、相談に携わる方の養成が有効かつ着実な手段であることから、自殺予防について基礎的な知識と技術を身につけたメンタルヘルスサポーターの養成、養成講座の修了者で構成される「てとての会」が行う憩いの場づくりへの支援など、心の健康づ

くり事業の推進を図ってまいります。

地域福祉の推進ですが、さまざまな問題を抱える方の切実な声を解決に結びつけるため、行政のみならず、地域住民の身近な相談役として重要な役割を担う民生児童委員、総合相談や専門相談の窓口を持つ社会福祉協議会など、関係機関が連携し、それぞれの役割を十分担うことができるよう、人材養成・人材確保に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

また、町民が積極的にボランティア活動を行える環境を醸成するため、地域福祉団体の活動の支援や住民活動センター「みさぼーと」との連携を図り、まちづくりの主役である町民との協働により、将来にわたって安心して暮らしていける地域福祉を創造してまいります。

児童福祉の向上ですが、就学前の全乳幼児を対象とする福祉医療などの町独自の子育て家庭への支援や、保護者の負担軽減を図るための一時保育や放課後児童クラブを引き続き実施するほか、保護者の子育てに関する悩みの解消の場や、保護者同士の交流の場としての子育て支援センター事業の充実や、民生児童委員協議会などとの連携による相談支援体制の強化に努めてまいります。

また、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止策を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉の向上ですが、ふれあい安心電話の貸与や軽度生活の援助等、高齢者の在宅生活支援を引き続き実施するとともに、認知症の方を地域で見守る認知症サポーターの養成や、高齢者虐待への対応手順・方法を定めたマニュアルの作成、認知症高齢者等が訪問や泊まりなど多様なサービスを受けることにより、住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援する小規模多機能型居宅介護事業所の新設に対する助成などを行い、介護予防の充実を図ってまいります。

また、高齢者の方々に働くことを通して社会に参加する充実感や生きがいを持っていただくことを目的に事業を展開するシルバー人材センターや老人クラブへの助成、健康の保持増進を目的とする温泉利用料や、はり・きゅう・マッサージ費用の助成等の高齢者の生きがいづくりの推進や、在宅生活が困難な要援護高齢者の施設入所支援に引き続き取り組んでまいります。

障害者福祉の向上ですが、障害のある方が地域で生きがいのある生活を送れるよう、また、地域生活への移行を支援するため、町内外の障害者福祉施設との連携の強化に努めてまいります。

特に平成22年度は、障害者の社会参加の機会創出や生活支援を行うため、障害者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ってまいります。

次に、「第4章 心豊かなまちをめざして」についてご説明いたします。

乳幼児教育の充実ですが、認定こども園の多様な機能を一体的に提供するため、保育環境の改善などの維持管理と職員の資質向上に努めるほか、保護者の病気などによる一時的な保育需要へ

の対応や、病気や病後の乳幼児が保育サービスを利用した際の利用料の一部助成制度を新たに創設するなど充実を図ってまいります。

学校教育の充実ですが、昨年6月に策定した「学校再編計画」に従い、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するため、統合中学校教室棟増築や、統合後の六郷小学校の大規模改造など、施設環境の整備を行います。

また、子ども見守り隊や学校ボランティアによる通学路の安全確保や青色回転灯装備車の巡回などによる不審者対策を継続するほか、学校再編後の危機管理マニュアルの策定や、保護者へのメールによる不審者情報の提供システムについて検討してまいります。

さらに、合併以来の課題となっていた給食配給方式について、食缶方式に統一するため、弁当方式となっている北給食センターの改修工事を行います。食缶方式にすることで、児童、生徒の手による配膳や盛り付けなどを通し、より充実した食育指導を実施してまいります。

社会教育の推進ですが、町の社会教育の具体的な施策を示すため、平成23年度から5カ年間で計画期間とする社会教育中期推進計画を策定いたします。

また、地域のボランティアによる学校支援活動が定着するよう、住民活動センター「みさぽーと」と連携した学校支援地域本部事業を継続してまいります。

さらに、町民だれもが気軽に参加できるよう、ニーズに即した生涯学習講座を引き続き開設するほか、自衛隊コンサートや映画上映会などの一流の芸術文化に親しむ機会を提供してまいります。

スポーツの振興ですが、各種スポーツ団体等への育成支援を実施するとともに、スポーツ教室・イベント等の開催により、町民の体力づくりと保健活動と連携した健康づくりを推進してまいります。

また、日独スポーツ少年団国際交流事業として、ドイツのスポーツクラブを受け入れ、スポーツ少年団や高校生とのスポーツ交流を実施いたします。

なお、平成23年度に開催予定のインターハイ自転車競技大会については、実行委員会を中心に開催準備を進めてまいります。

歴史と文化の保存と創造ですが、坂本東嶽邸の管理については、松くい虫、シロアリ防除を継続し適正な管理に努めるとともに、耐震診断、収蔵品の修復などを計画的に実施し保存に努めてまいります。

埋蔵文化財の発掘調査は、羽貫谷地地区の基盤整備事業に伴って実施するほか、本堂城跡の発

掘調査も継続してまいります。

また、歴史文化財資料のデータベース化については、早期に活用できるよう進めてまいります。
次に、「第5章 人がふれあうまちをめざして」についてご説明いたします。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、町民の憩いの場である公園やレクリエーション施設の遊具などの安全点検を実施するなど、適切な維持管理に努めるほか、案内看板の充実に向けた取り組みを実施し、施設の利用拡大を図ります。

ふれあい活動の推進ですが、行政区などで行う特色ある地域づくり活動への助成や、地域の集会施設などの整備への助成を継続し、地域コミュニティ活動を支援してまいります。

観光の振興ですが、観光客への物販や飲食の提供、各種団体の参画によるラベンダーまつりを実施するとともに、育成中の白色ラベンダーの品種登録申請を行い、新たな町の観光資源としてPRするほか、観光協会等が行う各種イベントにおいては、町内外の交流が拡大するよう支援を継続してまいります。

また、町の魅力の発信者として、町外の方を「ふるさと大使」や「観光大使」に委嘱し、首都圏などで町の認知度を高め誘客を図ってまいります。

人材育成と地域、国際交流の推進ですが、より多くの中学生が研修に参加できるよう内容を見直し、引き続き中学生の国際的感覚を醸成できる交流の場を提供するほか、他自治体との交流を継続してまいります。

次に、「第6章 活力あるまちをめざして」についてご説明いたします。

農林業の振興についてですが、「米戸別所得補償モデル対策事業」の制度への加入促進を図るとともに、米の生産調整に関係した町独自の新たな支援策を講ずるほか、夢プラン応援事業やブランド品目の技術指導のための農業マイスターなどを継続し、生産技術や生産体制づくりを支援してまいります。また、農業関係機関や、農業団体との連携を図りながら、集落営農組織や法人に対する経営指導や、組織化・法人化に向けたきめ細やかな支援を実施するほか、フロンティア農業研修への助成による新規就農者支援や集落ビジョン等の話し合いの支援などを継続し、各種制度資金の利活用の促進と合わせて、若い担い手や担い手組織など、幅広い担い手の確保・育成に努めてまいります。

農地の効率的な活用についてですが、基盤整備事業については、国や県の配慮により計画通り事業が実施される見込みとなり、本堂城回地区ほか3地区について継続して支援するほか、七滝中通り地区の幹線用水路整備と一丈木ため池施設の改修工事や潟尻ダムの改修工事、石神ため池

等の改修工事に対しても支援してまいります。

次に、畜産の振興ですが、これまで繁殖雌牛の導入に対して経費の一部を助成しておりましたが、助成対象を拡大し、肥育用素牛や乳用雌牛の導入に対しても助成するほか、粗飼料自給率向上のための支援や、疾病予防対策を実施してまいります。

また、美郷町堆肥センターについては、畜産環境の改善に加え、堆肥の有効活用を促し、美郷産農産物の付加価値向上に寄与してまいります。

次に、林業の振興としましては、松くい虫防除対策事業や森林整備活動支援交付金事業、美しい森林づくり基盤整備交付金事業を実施し、森林の保全整備を推進してまいります。

工業の振興ですが、町所有の空き工場の企業誘致を早期に実現するため、秋田県企業誘致推進協議会と連携しながら誘致活動を推進するとともに、既存企業支援策として美郷町企業連携協議会活動を継続支援し、企業間の交流や情報交換を促進するほか、誘致企業が行う新たな設備投資への奨励措置を継続し、企業活性化を図ってまいります。

また、長引く不況のもと、中小企業の経営安定を図るため、町融資制度を活用した中小企業に対する2%の利子補給並びに融資保証料の補給を継続してまいります。

商業の振興ですが、町内外への売り込み戦略を強化するため、地販地消への取り組み状況や町の自然、祭りなどの観光資源を合わせて紹介するプロモーションビデオを製作します。

また、美郷米、美郷産の牛肉、野菜等を使用した「美郷まんま」、「美郷たぬ中」の町内取扱店の拡大及び町外での販売拡大を図るため、お土産品等商品化や、量産化への取り組みを支援してまいります。また、首都圏域での日本酒やサイダー、漬物等美郷産品の日常的な販売が促進されるよう、東京都大田区浴場組合での取扱店拡充や、各種商店内への美郷特産品コーナー設置を働きかけ、売り込み活動を展開してまいります。

さらに、小規模な事業者の事業展開において、新規操業に要する設備費等や新たな雇用が見込まれる事業所の新設・増設に対して奨励措置を講じるほか、消費者の利便性や購買意欲の喚起を目的に、商店グループ等が実施する事業への助成制度を新たに創設いたします。

次に、雇用対策の充実ですが、雇用情勢改善のため、緊急雇用対策として、町の業務10事業により、新たに臨時職員31名の雇用を確保し就業機会を創出するとともに、町の特産品開発を民間事業者に委託するふるさと緊急雇用再生臨時対策基金事業を通じ雇用を創出してまいります。

また、求職者の就業機会向上のため、大曲仙北職業訓練協会が開催する各種講習会の受講費を町が負担するなどの新たな取り組みにより、求職者の負担軽減を図ってまいります。

次に、「第7章 安全で安心できるまちをめざして」についてご説明いたします。

防火・防災体制の充実ですが、平成20年度から施設整備を進めている防災行政無線については、子局29基を整備するほか、防災資機材を積載するための車両配置と、防災コミュニティーセンター建設を継続してまいります。

また、平成21年度から取り組んでいる自主防災組織の立ち上げについては、すべての行政区での組織づくりを目指すとともに、活動費用の一部を助成し、組織の活動強化を図ってまいります。

交通安全の推進ですが、チャイルドシートの装着率向上のため、その購入費用の一部助成を継続するほか、関係機関の協力のもとでの交通安全意識の啓蒙や、交通安全施設の整備、維持管理に努めてまいります。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、通学路を重点に防犯灯60基を新設いたします。

次に、「第8章 町民主体のまちをめざして」についてご説明いたします。

信頼され、親しみのある行財政運営の推進ですが、昨年6月に策定した「公共施設再編計画」の円滑な推進を図るとともに、学校再編による空き校舎などの利活用について検討するほか、処分可能な未利用資産については、管理経費の削減及び財源確保の観点から、積極的に処分を進めてまいります。

また、高度化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、職員個々のレベルアップが必須であることから、県職員との合同研修に加え、自主研修や職場内研修などを積極的に実施するほか、国や他の自治体との人事交流を継続してまいります。

住民参加の推進ですが、広報誌やホームページを通じて、町の課題や施策への取り組み状況などの情報の共有化を進め、地域福祉や社会教育との連携により、住民活動センター「みさぼーと」のボランティアコーディネート機能の充実を図り、町民のまちづくりへの参画を推進するとともに、毎月1回程度の行政座談会などを開催し、町民の声を踏まえた行政運営を引き続き推進してまいります。

情報化の推進ですが、ブロードバンドのさらなる拡大を目指すため、町民の利用要望を把握し、関係機関に光ファイバーの拡大を働きかけるとともに、携帯電話の通話エリアについても不感・難通話地域の状況調査を行い、通信事業者に対して通話エリアの拡大や通話品質の改善を要望してまいります。

また、来年7月の地上デジタル放送への円滑な移行を促進するため、町独自のデジタル受信状況調査を実施し、移行の周知徹底や情報提供に努めてまいります。

以上、予算案の概要並びに22年度の主な取り組みについてご説明申し上げながら、所信の一端を申し述べてまいりましたが、私はこれまで「融和と前進」を基本理念に、そして望む美郷の姿に一步ずつ着実に近づくことを目標に、各般の取り組みに汗を流してまいりました。

立町5周年をお祝いした昨年の記念式典の際、私は式典に臨みながら、改めてその5年間を振り返りましたが、美郷町は順調に融和を図りながら目標に向かって着実に前進している旨、再認識いたしました。これはひとえに、町民各位並びに議員各位の意識の底流に「平成の合併第一号で誕生した美郷町は成功事例にしなければならない」という強い思いを共有していたおかげであると感じています。そして、その意識があればこそ、一つひとつの難しい課題を乗り越えてくることができたものと理解しております。

現在、自治体を取り巻く環境は、各種制度や財政環境を含め、刻々と変化する流れの中にありますが、今後もこれまでの5年間と同様、こうした意識を大切に、住民融和の拡大と深化を図りながら、立ち止まることなく、一步一步着実に目標に向かって歩みを進めたいと思います。

平成22年度も全身全霊をもって町政推進に取り組んでまいりますので、改めて町民各位並びに議員各位には、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（高橋 猛君） ここで、11時20分まで休憩します。

（午前11時10分）

（午前11時20分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第5、陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第1号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第2号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第2号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第3号 鳩山首相は名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第3号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 報告第1号の内容を説明いたします。

2ページをごらんいただきたいと思います。

1月19日美郷町土崎において発生した車両破損事故について、専決処分をしたので、報告をするものでございます。

事故の概要ですが、1月19日午前10時ごろ、美郷町土崎地内の社体野球場南交差点において、松、杉並木から雪の塊が落下し、一時停車中の車両に損害を与えたものでございます。

相手方は _____ で、2月17日に3の損害賠償額及び和解の要旨により、この記載の内容で示談が成立してございます。

なお、損害額につきましては、全額保険で対応してございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで報告第1号の説明が終わりました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第9、議案第3号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第3号の町道の認定についてご説明いたします。

今回、認定をお願いする町道につきましては、通常の改良工事に伴う3路線、268.2メートル、また、金沢西根地区及び東山本地区の圃場整備事業により、整備された道路のうち、金沢西根地区、東部地区と東山本地区の65路線、総延長2万7,167.6メートルの道路につきまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、4ページから7ページに認定路線名を記載しております。また、議案資料集1ページと3ページに認定路線の位置図を添付しております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第3号の説明が終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第10、議案第4号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) 議案第4号の町道の廃止についてご説明いたします。

通常の町道を改良工事及び金沢西根地区、それから東山本地区の圃場整備事業の完了によりまして、従前の町道55路線、延長2万3,639.4メートルの廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

10ページから12ページに廃止路線を記載しております。

なお、議案第3号の圃場整備関係の認定路線と廃止延長の差は3,528.2メートルということで、認定路線が長くなります。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで議案第4号の説明が終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 次に、日程第11、議案第5号 美郷町国土利用計画を定めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 薫君) 議案第5号についてご説明申し上げます。

美郷町の区域における国土の利用に関する行政上の指針とするため、美郷町国土利用計画を定めたく、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき提案するものでございます。

次のページの15ページから28ページまでが計画でございます。

本計画は、長期にわたり安定した均衡ある土地利用を確保することを目的としており、「第1章 町土の利用に関する基本構想」、「第2章 利用区分別の目標」、「第3章 目標を達成するために必要な措置」の3つの章から構成しております。

「第1章 町土の利用に関する基本構想」には、町土利用の基本方針、土地利用の基本方針、「第2章 利用区分別の目標と地域別の概要」には、計画の目標数値等、「第3章 目標を達成するために必要な措置」には、目標を達成するための9つの措置項目を記載しております。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで議案第5号の説明が終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第12、議案第6号 美郷町公共施設再編計画に伴い公共施設の名称等を変更するための関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第6号についてご説明いたします。

美郷町公共施設再編計画に伴い、公共施設の名称を公共施設名決定方針に従い改正したく、関係条例の規定の改正を一括して提案するものでございます。

改正する条例は13条例でございます。

30ページをごらんいただきたいと思います。

なお、新旧対照表は議案資料集4ページから24ページでございます。

第1条は、美郷町体育館設置条例の一部改正案で、「美郷町千畑体育館」を「美郷町北体育館」に、「美郷町六郷体育館」を「美郷町中央体育館」に、「美郷町仙南体育館」を「美郷町南体育館」に名称を変更するものです。

第2条は、使用料徴収条例を第1条と同様の改正をするものでございます。

第3条は、「社会体育広場」を「美郷町北運動公園」に名称変更するとともに、施設内の運動施設の名称を変更するものでございます。

第4条及び第5条は、「美郷町六郷野球場」を「美郷町野球場」に名称変更するものでございます。

第6条は、美郷町農村公園の別表中、美郷町千畑公園の項を削る改正でございます。

第7条は、「美郷町六郷交流センター」を「美郷町六郷東根コミュニティーセンター」に名称変更するものでございます。

第8条は、町営住宅のうち、「後三年中央住宅」を「後三年住宅」に名称変更するものでございます。

第9条は、美郷町公園設置条例のうち、仙南健康広場の項を削り、「仙南野球場」を「美郷町南野球場」に名称変更と、湯ノ沢親水公園の項を削るものでございます。

第10条は、「六郷中央公園」を「美郷町中央公園」に名称変更するものでございます。

第11条は、「美郷町仙南カントリーパーク」を「美郷町カントリーパーク」に、「美郷町千畑大台野広場」を「美郷町大台野広場」に、「美郷町仙南総合運動公園」を「美郷町南運動公園」に、「グラウンドゴルフ場」を「グラウンド・ゴルフ場」に、「プールパークせんなん」を「プールパークみさと」にそれぞれ名称変更するとともに、関連する整理をしたものでございます。

第12条は、「トレーニングセンター六郷」を「トレーニングセンター美郷」に名称変更するとともに、条文を整理したものでございます。

第13条は、「美郷町六郷陸上競技場」を「美郷町陸上競技場」に名称変更するものでございます。今回の改正の施行は、平成22年4月1日からでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第13、議案第7号 美郷町課設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第7号について説明をいたします。

公共施設の再編計画による既設名称の変更に伴い、課設置条例の商工観光交流課の事務分掌の一部の内容を整理する必要があり、提案するものでございます。

36ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表は25ページでございます。

商工観光交流課の事務分掌の4に、美郷町千畑大台野広場及び美郷町雁の里山本公園に関することの記載がございましたが、他の課の事務分掌との整合性を図るために、この項を削除するものでございます。

なお、同施設につきましては、観光に関することに包括されますので、これまでどおり商工観光交流課の事務分掌となります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第14、議案第8号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第8号について説明いたします。

昨年の労働基準法の改正、また人事院勧告によりまして、週60時間を超える時間外について代休を指定することができることとなり、11月の臨時議会において所要の改正を行っておりますが、今回、その代休を指定した時間についての組合活動ができることとなる改正をするものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第15、議案第9号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（照井智則君） 議案第9号についてご説明いたします。

美郷町肉用牛導入基金条例の一部を地方自治法の規定に基づき、別紙のとおり改正するもので、40ページをお願いいたします。

国の制度改正によりまして、国が出資した基金を平成18年度から5年間かけて返還するもので、基金の造成額を、今年度、国に返還する55万円を基金の額から減額した額に改正するものです。

条例第2条第1項中の基金の額「871万円」を「816万円」に改め、条例は公布の日から施行するものです。

なお、改正後の基金造成額の内訳は、国が136万円、県が305万2,000円、町が497万9,000円、現在の貸付頭数は12頭となっております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第16、議案第10号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議案第10号につきましてご説明いたします。

議案資料集42ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

美郷町国民健康保険税条例第28条第1項第3号中「(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る)」との文言を削るものでございまして、施行は平成22年4月1日からとなっております。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から開始されましたが、これに伴い被用者保険、いわゆる社会保険に本人として加入されていた75歳を超える方につきましては、社会保険から後期高齢者医療制度へ資格の移動がなされました。これらの方の扶養となっておられた75歳に満たない家族の方は国民健康保険に加入されましたが、社会保険の扶養家族の方は保険料が加入者本人負担となっているため、国民健康保険への加入によって新たな保険税負担が生ずることとなりました。この負担増について、国民健康保険加入時に65歳以上の方につきましては、激変緩和措置として国民健康保険加入から2年間減免措置を講ずるものとの規定を設けておりましたが、国からの通知により、2年を経過した後もこの措置を継続することといたしたく、ご提案をするものでございます。

なお、議案資料集28ページに新旧対照表を掲げてございますのでごらんいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第17、議案第11号 美郷町立学校設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。学務課長。

○学務課長(辻 一志君) 議案第11号 美郷町立学校設置条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由ですが、六郷地区小学校の学校統合に伴い、学校設置条例の一部を改正したく提案するものでございます。

改正条例は44ページにございますが、新旧対照表によりご説明いたしたいと思っておりますので、議案資料集の29ページをごらんください。

統合する六郷地区の小学校については、統合後の学校名を「美郷町立六郷小学校」とし、「美郷町六郷東根小学校」を別表第1から削るものでございます。

施行日は平成22年4月1日で、この改正により、美郷町の小学校数は現在の7校から6校になるものでございます。以上です。

○議長(高橋 猛君) これで議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 次に、日程第18、議案第12号 美郷町武道館使用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長(泉谷隆雄君) 議案第12号につきましてご説明いたします。

美郷町武道館使用料徴収条例につきまして、先般の12月定例議会で議決いただきました公民館、交流センターの使用料と同様に、10円未満の端数につきまして、事務の簡素化を図るため切り捨てさせていただくための一部改正でございます。以上です。

○議長(高橋 猛君) これで議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第19、議案第13号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

美郷町いきいき館の管理は、美郷町社会福祉協議会が指定管理者として行ってまいりましたが、その管理方法変更に伴い、美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の規定を改正いたしたく提案するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、議案資料31ページをお願いいたします。

第5条から第7条、それから32ページの第8条2項、第9条2項、それから33ページの第14条、34ページの第21条の「指定管理者に関連する条項」を削除し、他の条項につきましては、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「町長」に改め、また、第8条第1項、第9条第1項につきましては、「ただし、町長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる」のただし書きをつけ加える改正であります。

この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第20、議案第14号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋 潔君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、粗大ごみの有料化制度導入と指定ごみ袋の追加についてでございます。一般廃棄物処理手数料の徴収と所要の規定を改正したく提案するものでございます。

52ページをお願いいたします。

別紙中段の別表一般廃棄物処理手数料でございますが、燃やせるごみ袋に「特大」を追加し、手数料を60円とするものでございます。また、粗大ごみについては1品目ごとに200円から5段階に1,000円までの手数料とし、解体処理が必要なものについては1,000円を上乗せし、上限を2,000円とするものでございます。

この条例の施行は4月1日からでございますが、粗大ごみについては9月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第21、議案第15号 美郷町ふれあいセンター使用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 議案第15号につきましてご説明いたします。

美郷町ふれあいセンター使用料徴収条例につきましても、10円未満の端数につきましては事務の簡素化を図るため、切り捨てをさせていただくための一部改正でございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第22、議案第16号 美郷町湯とぴあ雁の里温泉設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 議案第16号につきましてご説明いたします。

議案資料集39ページをお願いいたします。

国民の祝日、敬老の日とこどもの日につきましては、その年齢該当者の施設使用料を無料とし

ていましたが、町民の利用実績が著しく低く、また町内のほか2施設では減免を行っていないことも踏まえ、改正したく提案するものでございます。

なお、こどもの日はここ2年間実績がないこと、それから敬老の日につきましては、高齢者を対象とした温泉利用料助成制度もございますことから、見直しをするものでございます。

この条例の施行は平成22年4月1日からでございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第23、議案第17号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 議案第17号につきましてご説明いたします。

議案資料集40ページをお願いいたします。

利用料金の前納を原則としていたしましたが、後納も可とすることで、利用者及び施設運営の利便性を高めたく改正するものでございます。

この条例の施行は、平成22年4月1日からとなっております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第24、議案第18号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 議案第18号につきましてご説明いたします。

議案資料集41ページをお願いいたします。

利用料金の前納を原則としていましたが、後納も可とすることで、利用者及び施設運営の利便性を高めたく改正するものでございます。

この条例の施行は、平成22年4月1日からでございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第25、議案第19号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 議案第19号につきましてご説明いたします。

議案資料集42ページをお願いいたします。

六郷字米町地内に現在整備中であります災害時の避難場所、観光や買い物客が利用できる多目的な駐車場の整備を行ってございますが、その駐車場の設置と、並びに営業等行為で占用する場合、議案資料集43ページの内容にて利用料金の制定を条例に加えたく提案するものでございます。

この条例の施行は、平成22年4月1日からとなっております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第26、議案第20号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第20号についてご説明いたします。

これまでの簡易水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、平成22年度において、一般会計から繰り入れを行いたく提案するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第27、議案第21号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第21号についてご説明いたします。

これまでの公共下水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、平成22年度において、一般会計から繰り入れを行いたく提案するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第28、議案第22号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第22号についてご説明いたします。

これまでの農業集落排水事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、平成22年度において、一般会計から繰り入れを行いたく提案するものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第22号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午後12時00分）

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第29、議案第23号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第11号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第23号、平成21年度一般会計補正予算第11号について説明します。

今回の補正内容は5億3,308万5,000円を追加するものでございます。

77ページの第2表繰越明許費から順次説明いたします。

77ページですけれども、第2表繰越明許費の設定であります。2款1項総務管理費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業ですが、国の交付金を活用し、今回の補正で計上しており、平成22年度事業の前倒しを基本としている事業でございます。繰越金が2億3,915万5,000円あります。

次に、8款4項都市計画費の全国瞬時警報システム改修事業ですが、これにつきましても全額国の補助で12月に補正し、今回追加補正計上したものです。機材の製造及び納品に相当の期間を要するため、繰り越しとするものでございます。繰越金額は677万円でございます。

次のページですが、第3表債務負担行為の補正であります。こちらは、農業経営基盤強化資金利子助成費補助金でございます。今年度の借入額が確定したことにより、利子補給分を債務負担とするものでございます。期間は、平成22年度から平成40年度までとし、限度額を52万5,000円としております。

次のページですが、地方債の補正です。それぞれの事業費の確定並びに借入額の変更によるもので、限度額を変更する補正であります。詳細につきましては、歳入でご説明いたします。以上でございます。

○税務課長（小原隆昇君） 続きまして歳入でございます。

82ページをお開きいただきます。

1款1項町民税でございますが、収入見込みを精査した結果、個人町民税を1,327万8,000円減

額し、法人町民税を303万8,000円増額するものでございます。

2項固定資産税につきましても、収入見込みを精査の結果、1,625万4,000円を増額するものでございます。

3項軽自動車税につきましては、精査の結果、94万4,000円を増額、4項たばこ税につきましては295万円を減額、6項入湯税につきましては22万5,000円を減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 次に、9款地方交付税の普通交付税ですが、7億2,278万2,000円を補正しております。

今回の補正で留保しておりました、普通交付税の金額を全額補正したものでございます。

○幼児教育課長（草薙正子君） 11款1項1目保育料負担金ですが、これは保護者の負担分です。県の事業で第3子以降全額減免となっておりますが、当初予算を組む段階では、減免率を下げるという県の方針でございました。ですが、引き続き全額減免となりましたので、今回減額するものです。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 12款1項1目1節でございます。こちらは、施設使用料から土地使用料に1件組みかえるものでございます。

4目1節ふれあいセンター使用料の実績見込みの補正でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく5目1節の観光使用料ですが、カントリーパーク及びあったか山グラウンドゴルフ場の使用料の実績により減額するものでございます。

6目1節の住宅使用料ですが、住宅の入居に際しましては、退去から募集、入居決定まで1カ月ないし2カ月要することになります。その間の住宅使用料収入が見込めなくなります。今年度は延べ48カ月分となり、その分の減額補正をお願いするものです。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく、3節公園使用料でございますが、こちらは六郷プール、テニスコートの使用料の実績による減額補正でございます。

次のページをお願いします。

7目2節は、社会教育施設関係の使用料の実績見込みによる補正でございます。

3節につきましては、社会体育施設関係の使用料の実績見込みでございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、2項2目2節ごみ処理手数料でございますが、当初製作したごみ袋すべて販売され収入となる見込みで計上してございましたが、販売実績と今後の見込みにより減額するものでございます。減額分は在庫となり、次年度以降販売し、手数料収入となる見込みでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 続きますして、13款2項1目4節子ども手当準備事業費補助金でございます。平成22年度より支給される子ども手当のシステム導入の費用に対する補助でございます。

○農政課長（照井智則君） 同じく、3目農林水産業費国庫補助金ですが、額の確定により減額するものです。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 同じく4目でございます。景観整備事業の確定による減額でございますして、今年度は4件となっております。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく、5目2節の建設機械整備費補助金ですが、除雪ドーザ1台の導入実績額により減額補正をお願いするものです。

同じく4節ですが、住宅への火災報知器設置工事及び熊野住宅手すり設置工事の実績額により補助金を減額するものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 同じく、6目2節の中学校費補助金ですが、六郷中学校大規模改修の今年度分補助金の確定及び、同じく六郷中学校のサッシ改修工事の補助金確定に伴う減額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 7目1節総務費補助金でございますが、こちらは、地域活性化事業等々の補助金の確定及び内示による起債でございます。経済危機対策臨時交付金につきましては、額が確定したことによるものでございます。それ以降、3つの補助金につきましては、今回内示があったことによる追加の補正でございます。

なお、きめ細かなとシステム改修費につきましては、繰越事業とさせていただくものでございます。以上でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 3節の企画費補助金ですが、七滝地区共同受信施設整備事業費の確定による減額でございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目2節外国人登録事務委託金でございますが、事務費の交付額決定により増額するものであります。

3項2目2節国民年金事務費委託金でございますが、事務費の精算見込みにより増額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 3項1目の3節でございますが、衆議院議員の選挙事業終了により、委託額の決定による減額でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 14款1項1目1節社会福祉費負担金減額でございます。国保税の軽

減に関する部分で、平成21年度分負担金確定に伴うものでございます。

○**幼児教育課長（草薙正子君）** 2項2目3節健やか子育て支援事業費補助金、これは保育料の第3子以降全額減免に対する補助金の増でございます。

あと、その下が一人親家庭と地域子育て支援は実績見込みによる増額でございます。

○**福祉保健課長（右谷康一君）** 3目1節保健衛生総務費補助金でございます。事業実績見込みにより補正するものでございます。新型インフルエンザワクチン補助金は、町で単独助成しております部分の3分の1を計上してございます。

○**農政課長（照井智則君）** 86ページをお願いいたします。

2項4目農林水産業費県補助金ですが、2節農業振興費補助金、3節農村整備費補助金、5節林業費補助金は額の確定により減額するものです。

なお、歳出におきまして詳細を説明いたします。

6節畜産業費補助金は、県補助金の優良雌牛導入促進事業で、額の確定により補正するものでございます。以上です。

○**商工観光交流課長（小林宏和君）** 同じく、8目1節でございます。各課の緊急雇用創出業務の人員費確定によりまして減額でございます。10事業37名となっております。

下の段でございますが、民間へ委託してございます特産開発に関するふるさと雇用の人員費の確定により減額でございます。以上であります。

○**税務課長（小原隆昇君）** 3項1目2節税務総務費委託費につきましては、県民税徴収取扱費について精査の結果、127万5,000円を増額するものでございます。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 4節の統計調査費委託金ですが、委託額の確定によるものでございます。

○**総務課長（小原正彦君）** 5節選挙費委託金でございますが、秋田県知事選挙の事業終了による委託額の確定による減額でございます。

○**農政課長（照井智則君）** 4目農林水産業費委託金は、生産調整事務に要する委託金で、額の確定により減額するものです。

○**総務課長（小原正彦君）** 15款1項1目1節土地建物貸付収入でございますが、千畑スキー場の閉鎖、三和化成の工場閉鎖による減額でございます。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 2目利子及び配当金ですが、それぞれの基金利子の実績見込みによるものでございます。

16款1項2目の指定寄附金ですが、ふるさと美郷応援寄附金6件分でございます。

○農政課長（照井智則君） 17款2項2目1節特別導入事業基金繰入金ですが、平成18年度から5年をかけまして国の拠出分を返還するため補正するもので、返還後の基金総額は816万6,861円となります。

○住民生活課長（高橋 潔君） 3目1節百目木地区処分場基金繰入金でございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 6目減債基金繰入金ですが、減債基金2億円の取り崩しを予定しておりましたが、普通交付税の留保財源を振りかえし、取り崩しをしないこととするものでございます。

19款2項1目町預金利子ですが、預金利子の実績見込みによるものでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 続きまして、4項2目1節民生費受託事業収入でございます。高齢者介護予防を目的として、地域支援事業を実施するため、大曲仙北広域市町村圏組合から受託金で、65歳以上の方を対象に実施している生活機能チェックや介護用品の支給事業などについて、事業の終了もしくはその精査により補正するものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 5項3目1節の学校給食費受入金ですが、学校行事や部活動などにより欠食となった分の減額でございます。

○幼児教育課長（草薙正子君） その下の保育園職員等給食代ですが、休み等による欠食による減額でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5目1節雑入ですが、事業費の確定や実績によるものを除いて説明いたします。

まず、再資源収益還元金の減額ですが、アルミ、スチール、古紙の価格が下がったことによるものでございます。

巨樹・古木等緑の保存事業補助金については、町で名木古木に標柱を設置しましたが、これに対して秋田県緑化推進委員会より補助をいただいたものでございます。

解約による保険料返戻金については、公共施設や公用車の廃止に伴う共済掛金の解約金でございます。

続いて、20款1項の町債です。

まず、県市町村振興基金についてであります。合併特例債の充当残や、奨学資金貸付事業に借り入れ予定でしたが、一般財源を充当することにより借り入れをしないこととし、すべて減額

しております。

1目総務債ですが、公共施設再編事業の公用車車庫整備事業費確定による合併特例債の減額でございます。

2目農林水産業債ですが、本堂城回地区の圃場整備事業費の増加に伴う増額でございます。

3目土木債ですが、町道新設改良の事業費確定と、防災まちづくり事業の確定による合併特例債の増額でございます。

4目教育債ですが、六郷中学校の大規模改修事業費確定による合併特例債の増でございます。

5目臨時財政対策債ですが、借り入れ可能額全額を予算措置しておりましたが、財源不足に対応する分のみ起債することとし、減額するものでございます。

6目の消防債ですが、大曲仙北広域市町村圏組合における消防車購入に伴う負担金確定による合併特例債の増額でございます。

歳入は以上でございます。

○総務課長（小原正彦君） 続いて90ページをお願いします。

歳出でございます。

初めに、各款項目の2節、3節、4節につきましては、人件費の補正でございます。この内容は、1月の人事異動による職員給の調整と年度途中の扶養等の変更、それから育児休業期間の変更、また、事業終了による時間外勤務手当の増減など、それらが主なものでございます。

なお、各款項目の人件費につきましては、各課の説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費でございますが、1節、4節につきましては、議員の不在期間分の減額でございます。

9節から19節までにつきましては、実績による減額でございます。

次に、2目議会広報費でございますが、こちらの実績、また実績見込みによる減額でございます。

次に、2款1項1目でございます。こちらは11節の需用費印刷製本費まちづくりガイドの実績による減額でございます。光熱水費につきましては、仙南地区のコミュニティーセンターのガス代の実績による減額でございます。

2目の行政推進費でございますが、協働参画のまちづくり事業としての「みさぽーと」の経費の実績見込みによる減額でございます。

3目文書広報費につきましては、広報発行経費の実績による減額でございます。

次に、5目財産管理費でございますが、賃金につきましては、大平地区の町有林の作業道仮払いの不用による減額でございます。

11節の需用費、それから12節、13節、14節につきましては、中央南行政センターの1月から3月までの不用による分の減額でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 次のページでございます。

7目電子計算費ですが、13節、14節、19節の減は、請負差額や事業費の確定によるものでございます。

職員手当及び事務機器借上料の増は、今後の時間外手当及びコピー機使用料に不足が生ずることによるものでございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 8目交通安全対策費は、事業実績に伴う減額でございます。

9目防犯対策費は、防犯灯電気料金の燃料費調整額が年間を通してマイナスに転じたため、減額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 11目の交流促進事業費でございますが、報償費35万円の減額でございます。5周年記念事業としましてまほろば太鼓等の謝礼を予定してございましたが、5周年記念事業費の中での支出ができたことによる不用額でございます。

15目公共施設再編事業費につきましては、工事等々の額の確定したものについて減額の計上をしております。

18節の備品購入費につきましては、名称変更に伴いまして、各施設所長等々の公印が必要となったために追加をするものでございます。

次に、16目地域活性化臨時交付金事業費でございますが、こちらにつきましては、交付金の額が決定したことによる予算の財源の組みかえと、それから、事業費のそれぞれの額が決定したことによる減額でございます。それから、対象事業となるものが一部振りかわっておりますので、地方債等々の財源の振りかえを行っております。

それから、17目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業でございますが、こちらは国の地域活性化策、経済対策として実施されるもので、いわゆる21年度の二次補正として新たに創設された交付金事業でございます。平成22年の1月以降に予算措置をされる単独事業について事業対象となっております。対象の事業は公共施設等の建設または修繕に係る事業が対象となっております。町では、交付金の趣旨にのっとり、雇用対策事業4件、環境対策事業1件、景気対策事業7件、生活の安心確保等の対策事業8件、20事業について実施する予定でございます。総額で2

億3,915万5,000円。

なお、この事業につきましては、事業期間が短いということから、全額繰り越し事業とさせていただきます。

それから、各事業の詳細につきましては、平成22年度一般会計当初予算説明資料の一番最後の方に図面が載っております。主要事業箇所位置図がございますので、これの右側の欄に、平成21年度3月補正予算ということで載っております。その中の58番経営体育成基盤整備事業、これを除いた事業がそれぞれ対象事業ということでございます。以上でございます。

○税務課長（小原隆昇君） 94ページをお開きいただきます。

2項徴税費につきましては、委託料におきましてエルタックス導入委託料の確定により92万6,000円を減額するものでございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節は、戸籍サーバーの更新に伴い、旧機器を廃棄するための処理手数料でございます。

18節は、戸籍システム購入請負差額で減額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、4項選挙費でございますが、こちらはいずれも事業終了による実績による精算でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 96ページでございます。

5項2目指定統計費ですが、各種統計調査の県委託料の確定したことによりまして減額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 6項監査委員費でございますが、こちらは実績による減額でございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 3款1項2目19節でございます。これは、大曲仙北広域市町村圏組合の知的障害者施設への法人助成として、社会福祉法人水交会鴻声の里移転改築事業が21年度の単独事業から、21年、22年の継続事業に持ちかえたことによる減額補正となっております。

3目高齢者福祉費でございます。12節、13節につきましては、事業等の実績見込みにより補正するものでございます。

続いて98ページをお開きください。

19節負担金及び交付金の広域介護保険事業負担金ですが、平成21年度の事業費精算による減額となっております。

20節扶助費は、各助成事業の精査による補正でございます。介護者支援事業につきましては、

要介護4、5の認定者の皆さんの重度化により、入院やら施設利用などが増加したため、その結果として在宅介護が減少しているためと考えられます。

続きまして、4目医療給付費でございます。13節と19節につきましては、事業確定による補正でございます。

19節の療養給付費負担金は、平成20年度の精算による減額でございます。

28節繰出金ですが、国保特別会計繰出金につきましては、出産育児一時金等の繰出金でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金は、事務費、保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。

○**幼児教育課長（草薙正子君）** 2項4目児童福祉施設費でございます。減額になっているものは実績見込みによるものでございます。

増額のものですが、4節の共済費、これは社会保険料が不足しておりますので増額するものです。

それから、11節の管理用消耗品費、これは新型インフルエンザとかノロウイルスで消毒液、それから使い捨て食器などを買いましたので不足が生じたものでございます。

それから、13節の保育業務委託料59万7,000円の増額ですが、これは広域入所児童の増によるものでございます。

それから、5目子育て支援費、これは実績見込みによる減額でございます。

○**福祉保健課長（右谷康一君）** 7目子ども手当費でございます。13節委託料は、子ども手当システム導入に係る費用でございます。

続いて100ページをお願いします。

4款1項2目13節委託料は、各種検診の実績と女性特有がん、妊婦検診については受診動向を精査した上の減額でございます。

19節負担金及び交付金につきましては、11月7日から1月24日まで仙北組合病院において開設いたしました発熱外来センター設置費負担金でございます。大仙市との協議に基づき、支出するものでございます。

○**住民生活課長（高橋 潔君）** 3目環境衛生費でございますが、1節は審議会の調査審議案件がなく、減額するものでございます。

11節、13節、15節は事業の実績請負差額に伴う減額でございます。

19節の負担金は、連合会の解散に伴い、減額するものでございます。

4目水環境保全事業費は、水環境プロジェクト事業の実績及び精査によりまして減額するものでございます。

2項1目清掃費でございますが、12節はごみ袋販売店への手数料実績見込みによる減額、13節はごみ収集業務とごみ袋製作の請負差額によるもので減額するものでございます。

19節は、ごみ集積施設及び生ごみ処理機設置者への補助は実績見込みにより減額するものでございます。

大仙美郷環境事業組合負担金は、旧ゴミ処理施設解体工事の請負差額及び溶融炉燃料費等の減によるものでございます。

○農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費中の19節の農業委員研修費補助金ですが、実績による減額補正でございます。よろしく申し上げます。

○農政課長（照井智則君） 続きまして、2目農業総務費3節の職員手当ですけれども、時間外手当に不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

11節につきましては、事業費の精査により減額するものでございます。

続きまして102ページをお願いいたします。

3目農業振興費ですが、各節とも事業費の精査により減額するものです。

7節事務補助員賃金、11節燃料費、13節委託料は、ふれあいセンターの事業の精査により減額するものです。

4目美郷ブランド確立費は事業費の確定により減額するものですが、美郷野菜生産拡大応援事業費補助金は、特定ブランド品目の拡大面積及び施設導入の実績により減額するものです。

夢プラン応援事業費補助金は、大豆コンバイン1台が国のリース事業に変更になったこと、菌床シイタケやハウレンソウのパイプハウス8棟が事業を取りやめたため減額するものです。

続きまして、5目担い手対策費は、各節とも事業費の確定により減額するものですが、農業経営基盤強化資金利子助成は、平成16年度の資金利用に対する県の助成期間が終了したため減額するものでございます。

同じく、特定農業団体育成事業費補助金は、集落営農の新たな設立がなかったため減額するものでございます。

続きまして、6目農業振興費施設管理費ですが、各節とも事業費の確定により減額するものですが、11節修繕料は、ニテコ名水庵の空調設備改修のため補正するものでございます。

続きまして103ページをお願いいたします。

畜産業費ですが、各節とも事業費の確定により減額するものですが、11節修繕料は、堆肥センターのもみ殻膨軟化装置のもみ殻投入口のふた設置及びシャッター修繕のため補正をお願いするものです。

23節の肉用牛導入事業基金返納金ですが、国の拠出分を返還するため補正をするものでございます。

8目農村整備費ですが、各節とも事業費の精査により減額するものですが、19節の県営農村整備事業調査計画費負担金は、仙南地区のかんがい用水調査事業費の額の確定によるものです。

県営事業負担金は、ため池等整備事業濁尻地区の事業費の確定によるものです。

担い手育成基盤整備事業負担金は、本堂城回地区において、平成22年度で面工事を予定しておりました102ヘクタールのうち、58.7ヘクタール分の事業予算が今年度に確保できたため補正をお願いするもので、22年度への繰り越し事業となります。

28節繰出金は、事業費の確定により減額するものです。

続きまして、104ページをお願いいたします。

2項1目林業費ですが、各節とも事業費の精査により減額するものでございますが、13節委託料松くい虫防除委託料につきましては、被害木の伐倒くん蒸、これらがなかったため、その額を減額するものでございます。

19節森林整備地域活動支援交付金ですけれども、9月に補正した分のうちの東森林組合が実施を予定しております分の60ヘクタール、これらにつきまして22年度に事業を実施するため減額するものでございます。

○商工観光交流課長（小林宏和君） 続きまして、7款1項2目でございます。13節委託料でございますが、ふるさと雇用の事業実績によります減額であります。

19節につきましては、認定企業の固定資産導入が増加したための奨励金の増額でございます。

3目観光費でございます。12節役務費でございますが、雁の里山本公園の電話料に不足が生じ、補正をお願いするものでございます。

19節につきましては、六郷中央地区の整備実績による減額でございます。申請者は4件となっております。

そのほかの減額でございますが、各観光施設の支払い実績によります減額となっております。

続きまして、105ページ、4目温泉施設費でございますが、11節湯とぴあの燃料代、それから千

畑複合線の水道使用料実績による減額でございます。

12節につきましては、温泉法に基づく可燃性ガス検査手数料を計上してございます。以上でございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 8款2項1目でございますが、各節は実績によります減額であります。13節につきましては、道路台帳補正業務委託料の請負差額などによります減額でございます。

同じく、2目の道路維持費ですが、除排雪関係につきましては、今年度一斉出動が26回、さらに地区別の出動が20回となっております。2月の臨時議会での段階では、今後7回程度の一斉出動に対応できると申し上げましたが、2月の一斉出動6回、それから地区別出動も6回ずつとなっております。今後、排雪等も必要なことから、各節の除雪関係経費の増額をお願いするものでございます。

また、12節、13節の消雪パイプ稼働調整委託料は今後、支出が見込めないため減額するものでございます。

また、18節は除雪ドーザ1台を導入したのですが、当初予算は5社より参考見積もりを徴収し平均額で計上しておりましたが、入札により請負差額が生じたので減額するものでございます。

次に、3目道路新設改良費、次のページにかけてですが、これは今年度交付金対象17路線、それから町単独6路線整備いたしました。事業完了見込みにより各節を減額するものでございます。

4項1目の都市計画総務費ですが、都市計画審議委員会を開催する必要がございませんでしたので減額するものでございます。

2目の都市公園費でございますが、今後、支出がないため減額するものでございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 3目まちづくり推進費でございますが、まちづくり交付金の事業の精査見込みによるものでございます。

15節の全国瞬時警報システム改修工事は、全額国からの交付金によりまして、より高度化に対応したシステムを導入するため増額するものでございます。

18節は、防災資機材運搬車の入札によります請負差額を減額するものでございます。

○建設課長（鈴木 隆君） 5項1目28節の繰出金ですが、下水道事業の受益者負担金、使用料収入、施設管理費などの確定に伴い、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

同じく、6項1目の住宅管理費でございますが、13節、15節は熊野住宅手すり設置工事、また、全戸への火災報知器設置工事、小安門住宅などへの防水工事の事業完了によります減額ござい

ます。

その他、今後、支出が見込めないために減額するものでございます。

○住民生活課長（高橋 潔君） 108ページをお願いいたします。

9款1項1目日常備消防費でございますが、広域消防の消防車両更新事業の確定に伴いまして、財源補正とともに増額をお願いするものでございます。

2目非常備消防費でございますが、防災訓練の精査による減額でございます。

3目消防施設費でございますが、11節は電気料金の燃料費調整額がマイナスに転じたため減額、それから管理用消耗品は、このたび日本消防協会から交付された消防指令車のタイヤ購入費でございます。

15節は、消防資機材置場の屋根及びシャッター等を改修するための工事費でございます。

19節の負担金でございますが、六郷東部地区の水道事業に伴いまして、消火栓布設、当初12基を予定してございましたが、精査により11基にしたため減額するものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 10款1項1目9節の費用弁償ですが、学校統合に関する案件協議等、臨時の教育委員会の開催があり、予算に不足が生じる見込みのため補正をお願いするものでございます。

11節の食糧費は、精査による減額です。

2目8節学校評議員報償ですが、これも事業費の精査により減額するものです。

3目7節の賃金ですが、複式学級開所のため、臨時講師として2人分予算措置しておりましたけれども、1人分については県からの配置があったことにより、不用となったため1人分を減額するものです。

13節運転代行委託料ですが、学校交流、あるいは水環境学習、芸術鑑賞といった校外学習として使用したスクールバス利用の増により、運転代行料に不足が生じる見込みであるため補正をお願いするものです。

20節の扶助費ですけれども、これは就学援助費で、実績の見込みによる減額でございます。

21節貸付金は、奨学資金貸付金ですが、当初30人を予定していましたが、14人の申し込みということで不用分を減額するものです。

2項小学校費の1目8節学校医等手当ですけれども、22年度入学予定の就学児検診の実施に当たって、六郷地区の2校については学校統合のため、六郷小学校1校で六郷地区入学予定者全員の検診を実施したことにより、六郷東根小分を減額するものです。

11節の修繕費ですが、消防設備点検で改善の指摘のあった箇所の改修費でございます。

13節検診委託料は、教職員の検診の受診実績による減額でございます。

15節工事請負費ですけれども、千畑南小学校の屋外に設置されている遊具、ターザンロープですが、支柱の腐食が進んできたために、危険防止のため撤去するものでございます。

3項中学校費の1目13節の検診委託料ですけれども、小学校費と同様、教職員の受診実績によるものでございます。

同じく、13節の暖房設備維持管理委託料ですけれども、実績による減額でございます。

それから、15節施設整備工事ですけれども、六郷中学校のサッシ改修工事の請負差額でございます。

18節も、いすや机の購入の実績による減額でございます。

○**幼児教育課長（草薙正子君）** 110ページをお願いいたします。

4項1目幼稚園費ですが、11節の管理用消耗品費21万円増額ですが、不足が生じたので補正をお願いいたします。

それ以外は、精査見込みによる減額でございます。

○**社会教育課長（泉谷隆雄君）** 5項1目社会教育総務費でございますが、こちらは、各種社会教育事業の実績及び実績見込みによる補正でございます。

2目につきましても、実績及び実績見込みによる補正でございます。

3目でございますが、こちらは、埋蔵文化財発掘調査等の事業完了見込みによる補正でございます。

次のページをお願いします。

4目の社会教育施設費でございますが、こちらは、公民館等、社会教育施設の管理にかかわる実績見込みの補正でございます。

6項1目保健体育総務費でございますが、こちらは、各種スポーツ事業にかかわる実績見込みの補正でございます。

19節スポーツ少年団補助金につきましては、ミニバスケットボール六郷アスパルズの全国大会出場の派遣費の補助でございます。

スポーツ振興事業団の補助金の減額につきましては、宿泊者数や施設利用者の減によるところによる減額でございます。

2目の保健体育施設費でございますが、こちらは町内体育施設にかかわる管理費の精査見込み

による補正でございます。

○学務課長（辻 一志君） 3目学校給食費ですが、各節とも実績見込みによる減額でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 次のページ、12款1項1目元金ですが、繰上償還額の確定による減額でございます。

13款2項1目基金費ですが、財政調整基金へ3億730万8,000円、減債基金へ116万6,000円、ふるさと美郷子ども育成基金へ20万2,000円をそれぞれ積み立てするものでございます。

財政調整基金については、今年度の取り崩し額と同額を積み戻しするものでございます。

減債基金については、基金の利子相当分を積み立てするもので、子ども基金については、これまでの寄附金と利子相当分を合わせて積み立てするものでございます。

14款1項1目の予備費ですが、平成22年度の繰越財源といたしまして1億円、それから、今回歳入歳出額の調整した額と合わせて2億1,606万1,000円を補正を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第30、議案第24号 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 平成21年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、国庫、県の負担金の確定によるもの、20年度精算として療養給付費等負担金の返還金の確定がその主な内容となっております。

歳入より説明いたしますので、126ページをお開きください。

3款1項1目、2目、3目につきましては、一般被保険者にかかわる21年度の国の負担確定による補正となっております。

2項1目の交付金は確定によるものでございます。

4款1項1目は、退職者被保険者にかかわるものですが、交付金の確定による補正でございま

す。

次、5款1項1目の前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者の加入者割合の不均衡を調整するものですが、交付金確定により補正するものでございます。

6款1項2目特定健康診査等負担金は、3款1項3目の、これも県負担金でございます。

2項2目調整交付金、県からの特別調整交付金確定によるものでございます。

7款1項共同事業交付金の1目、2目とも21年度分の確定によるものでございます。

続いて128ページをごらんください。

8款財産収入は基金の利子でございます。

9款一般会計からの繰入金ですが、国保加入者の出生見込み増による補正となっております。

次に129ページ、歳出でございます。

2款1項の1目と2目、それから2項高額療養費の1目と3目については、財源内訳の組みかえでございます。

4項1目出産育児一時金は、国保加入者の出生見込み増によるものでございます。

6款介護納付金は、支払基金への納付金確定によるものでございます。

130ページをお願いします。

7款共同事業拠出金ですが、これも平成21年度事業拠出金額の確定によるものでございます。

8款保健事業につきましては、財源内訳の組みかえでございます。

9款基金積立金は、歳入で補正いたしました利子を基金に積み立てるものでございます。

11款1項3目償還金は、平成20年精算事務事業終了に伴う補正となっております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第31、議案第25号 平成21年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第25号 美郷町簡易水道事業特別会計補正第4号についてご説明いたします。

初めに、139ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節の負担金ですが、これは六郷東部地区簡易水道事業の消火栓設置工事实績による減額と、六郷東部地区及び畑屋地区の新規加入実績により減額しているものでございます。

2款1項1目1節でございますが、1世帯当たりの水道水使用料実績が少なくなったことによりまして、収入も減ったため減額するものでございます。

2節の滞納繰越分については、徴収実績による増額でございます。

5款1項1目1節の基金繰入金ですが、負担金及び料金収入が減となったため、管理運営の財源として基金から繰り入れるものでございます。

7款3項2目1節の雑入ですが、本堂地区の圃場整備に伴います配水管移設工事实績によりまして補償料を減額するものでございます。

2節は、消費税の還付により増額するものでございます。

次の141ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目12節及び13節につきましては、額の確定によりまして減額するものでございます。

2項1目でございますが、各節は施設管理費の確定及び支出見込みによる減額であります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第32、議案第26号 平成21年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第26号 下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

初めに、147ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正ですが、今年度予定しておりました鑓田地区の下水道工事完了に伴い額が確定したため、限度額を640万円から550万円とするものでございます。その他は変わりはありません。

次に、150ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項1目1節の受益者負担ですが、今後の収入見込みにより減額するものでございます。

2節の滞納繰越分につきましても、今後の収入見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目1節の使用料ですが、今年度29戸の新規接続がありましたが、有収水量の減少により料金収入も減少したため、減額補正をお願いするものでございます。

2項1目1節の登録手数料ですが、排水設備工事指定店更新に伴う増額補正でありまして、8店が指定の更新となっております。

4款1項1目1節の一般会計繰入金ですが、受益者負担金、使用料収入、施設管理費などの確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次のページ、7款1項1目2節の公共下水道事業債でございまして、鑓田地区の工事完了によりまして減額するものでございます。

次に、152ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目の一般管理費ですが、それぞれ精査及び事業完了によります減額であります。

19節につきましても、新規の水洗便所改造資金あっせん申し込みがなかったために減額するものでございます。

2項1目の施設管理費については、12節は、管理のための回線使用料を増額しております。

その他は施設管理費の確定により、今後支出の見込みがなく、減額するものでございます。

3項1目の下水道整備事業費は、今年度予定しておりました鑓田地区の事業完了に伴う減額補正でございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 次に、日程第33、議案第27号 平成21年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) 議案第27号 農業集落排水事業特別会計補正予算第6号についてご説明いたします。

163ページ、歳入をお願いいたします。

2款1項1目1節の使用料、現年度分ですが、有収水量の増加に伴い、料金収入を増額するものでございます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金ですが、使用料の増収、施設管理費などの確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款3項1目1節の雑入ですが、本堂城回地区の雷被害によりますシーケンサ修繕工事完了により、額が確定したため保険金を減額するものでございます。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費ですが、12節は、今後支出がないため減額するものでございます。

27節につきましては、消費税の中間納付による増額補正でございます。

同じく、2項1目の施設管理費ですが、各節につきましては、事業の完了及び今後支出が見込みがなく減額するものでございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 次に、日程第34、議案第28号 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(右谷康一君) 平成21年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金確定にかかわるものが主な内容となっております。

歳入から説明いたします。

171ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目、2 目でございます。平成21年度の保険料軽減確定によって、1 目の特別徴収は減額になり、2 目の普通徴収は徴収方法の変更等により増額となっております。

3 款繰入金は、保険基盤安定負担金の確定によるものです。一般会計からの繰り入れとなっております。

次、172ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目徴収費、これは12節役務費、郵送料の減額でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者広域連合納付金ですが、これは確定によるものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第28号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後2時06分)